

5 新しくなったルール等について

平成20年3月以降、新たに決定・変更された主なルールについて紹介します。主なもののみですので、詳しくは資料編等で確認してください。

○水窪ダム上流におけるコイの持出し禁止水域の変更[委員会指示]

平成20年3月までコイの持出しが禁止されていた水域から「水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川、矢沢川、それらの支流及び小支流」が除かれた。

○刺網の肩長さの変更（小国川漁協） [遊漁規則]

小国川漁協では、刺網の肩長さ（1統）の規制について15m以下としていたものを、18m以下に変更した。

○最上白川及び小国川における禁止区域の変更 [遊漁規則]

小国川漁協では、禁漁区域として定めている「最上白川水系東又沢」について「最上白川水系西又沢」に変更した。また、同様に「小国川水系中の又沢」を「小国川水系西の又沢」に変更した。